

## 財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金						
現金	武蔵野市八幡町3-4-18		運転資金として			29,028
普通預金	三菱UFJ銀行 三鷹支店他		運転資金として			16,052,851
			小計			16,081,879
事業未収金	武蔵野市八幡町3-4-18		2,3月分介護報酬等			48,477,829
貯蔵品	武蔵野市八幡町3-4-18		災害時非常食として			384,844
前払費用	武蔵野市八幡町3-4-18		建物総合保険			78,114
			流動資産合計	0	0	65,022,666
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
土地	武蔵野市八幡町3-4-18		第1種社会福祉事業である介護老人福祉			535,000,000
			小計			535,000,000
建物	武蔵野市八幡町3-4-18	2000年度	第1種社会福祉事業である介護老人福祉	776,535,898	489,596,735	286,939,163
			小計			286,939,163
			基本財産合計	776,535,898	489,596,735	821,939,163
<b>(2) その他の固定資産</b>						
建物	武蔵野市八幡町3-4-18	2000年度	第1種社会福祉事業である介護老人福祉	31,930,105	23,351,381	8,578,724
			小計			8,578,724
構築物	武蔵野市八幡町3-4-18		第1種社会福祉事業である介護老人福祉	2,850,000	1,763,494	1,086,506
			小計			1,086,506
車輛運搬具	武蔵野市八幡町3-4-18		第1種社会福祉事業である介護老人福祉	4,737,895	4,737,893	2
			小計			2
器具及び備品	武蔵野市八幡町3-4-18		第1種社会福祉事業である介護老人福祉	67,403,727	57,402,787	10,000,940
			小計			10,000,940
有形リース資産	武蔵野市八幡町3-4-18		第1種社会福祉事業である介護老人福祉	48,492,858	31,222,163	17,270,695
			小計			17,270,695
権利	武蔵野市八幡町3-4-18		第1種社会福祉事業である介護老人福祉	475,660	0	475,660
			小計			475,660
退職給付引当資産	東京都社会福祉協議会		職員の退職積み立て			11,117,764
(何) 積立資産	定期預金 三菱UFJ銀行三鷹支店		将来の備品購入や修繕のための積み立て			10,024,820
長期前払費用	東京都武蔵野市八幡町3-4-18		建物火災保険前払い			78,114
その他の固定資産	多摩信用金庫出資金		特段の指定がない			110,000
			その他の固定資産合計	164,683,455	127,270,928	58,743,225
			固定資産合計	941,219,353	616,867,663	880,682,388
			資産合計	941,219,353	616,867,663	945,705,054
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金			3月分非常勤職員給与他			23,418,158
1年以内返済予定長期運営資金借入金			福祉医療機構			6,944,000
1年以内返済予定リース債務			S M F L キャピタル他			6,723,924
1年以内支払予定長期未払金			日立キャピタルNBL株式会社			934,560
職員預り金			3月分社会保険料他			4,898,769
賞与引当金			夏季賞与として			4,874,499
			流動負債合計	0	0	47,793,910
<b>2 固定負債</b>						
長期運営資金借入金			福祉医療機構他			68,264,000
リース債務			S M F L キャピタル他			11,075,710
退職給付引当金			東京都社会福祉協議会			11,117,764
長期未払金			日立キャピタルNBL株式会社			2,336,400
			固定負債合計	0	0	92,793,874
			負債合計	0	0	140,587,784
			差引純資産	941,219,353	616,867,663	805,117,270

## (記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
- なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。